

令和8年10月30日

輸入数量に基づく特別緊急関税の発動日

(関税暫定措置法別表第1の6の2の項に掲げる物品)

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6の2の項に掲げる物品について、同条第1項に規定する発動日を下記のとおり公表する。

記

令和8年11月1日